

第 8 3 号議案

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、幼稚園教育職員の給料月額を改定する等のため提出
します。

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成
12年3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の67.5」を「100分の9
2.5」に、「100分の87.5」を「100分の112.5」
に改め、同条第3項中「100分の67.5」を「100分の
92.5」に、「100分の32.5」を「100分の42.5」
に、「100分の87.5」を「100分の112.5」に、「1
00分の42.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

第2条 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第23条第1項中「又は休日」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第23条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額

第30条第2項中「100分の92.5」を「100分の8

0」に、「100分の112.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の92.5」を「100分の80」に、「100分の42.5」を「100分の37.5」に、「100分の112.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び付則第 7 項の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第 1 条の規定 (第 3 0 条第 2 項及び第 3 項の改正規定を除く。) による改正後の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 平成 2 6 年 4 月 1 日

(2) 第 1 条の規定 (第 3 0 条第 2 項及び第 3 項の改正規定に限る。) による改正後の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 平成 2 6 年 1 2 月 1 日

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成 2 6 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) からこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例 (以下「改正前の条例」という。) の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会 (以下「人事委員会」という。) の定める職員の、第 1 条の規定による改正後の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(適用日前の異動者の号給の調整)

4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会
が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、

その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(施行日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整)

5 施行日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

7 平成 27 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) 前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委 任)

8 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。